

町長への手紙制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、町政に対して町民(町内に住所を有する者及び通勤又は通学する者をいう。以下同じ。)が考えている提案及び意見(以下「提案等」という。)を町長に直接提言できる機会を提供するため、町長への手紙制度を実施し、もって町政への住民参画を推進するとともに、町政の効率的な運営に資することを目的とする。

(提案等の方法及び内容)

第2条 提案等を行おうとする町民(以下「提案希望者等」という。)は、別表に掲げる場所に設置した様式第1号の町長への手紙及び様式第2号の封筒に必要な事項を記載し、直接町長に提言することができるものとする。

2 提案希望者等は、町長への手紙に住所、氏名、性別、年齢、電話番号及び職業を記入する。なお、住所及び氏名の記載のないものについては、町長への手紙として取り扱わないものとする。

3 提案希望者等は、町長への手紙の目的を十分考慮して行うものとし、個人的な問題並びに個人の中傷及びプライバシーに関する事項は町長への手紙として取り扱わないものとする。

4 提案希望者等が、提案等を一般郵便物及びファクシミリ、電子メール等を用いて行っても、この告示の趣旨を踏まえたものであれば、町長への手紙として取り扱うものとする。

5 町長への手紙は、随時行うことができるものとする。

6 白岡町職員は、町長への手紙を利用することはできないものとする。

(町長への手紙の処理)

第3条 町長は、町長への手紙の送付を受けたときは、直ちに町長への手紙の回答作成を担当する課(議会事務局、教育委員会及び消防本部を含む。以下「主務課」という。)を決定するものとする。

第4条 主務課の課長等は、町長への手紙に記載された提案等の趣旨を十分考慮し、適切な処理に努めなければならない。

2 町長は、町長への手紙に記載された提案等の処理に関する方針を決定したときは、速やかに所定の方法で回答するものとする。

(町公式ホームページへの掲載)

第5条 町長は、町長への手紙に記載された提案及びそれに対する回答を、町公式ホームページにおいて随時公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長への手紙に記載された個人に関する情報及び個人を特定することができる情報については、公表しないものとする。
- 3 第1項の規定による公表の期間は、手紙を受け付けた日の属する年度の翌年度までとする。

(委任)

第6条 この告示で定めるもののほか、町長への手紙の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の町長への手紙制度実施要綱の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の町長への手紙制度実施要綱の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。